

京都府地域包括ケア構想の 見直しについて

京都府地域包括ケア構想の振り返りについて

各構想区域の地域医療構想調整会議に京都府地域包括ケア構想の現況等を報告し、振り返りを行っている。

別添参考資料より抜粋

京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）

- ・2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる等、超高齢者社会になり、医療・福祉・介護への需要が増大することを見越し、限られた医療・介護資源を有効に活用し、適切な医療・介護を効果的・効率的に提供する体制を構築することを目的として京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)を策定

地域包括ケアシステムの推進

【課題】

医療・福祉・介護サービスを一体的に提供できる体制整備の充実

【施策】

在宅医療に取り組む医療機関や訪問看護ステーションに対し、医療機器等の整備を支援するとともに、在宅医療に従事している医師を対象とした研修会の実施を支援している。

また、地域において多職種が連携するための人材育成の支援として、多職種を対象とした研修会の実施を支援している。
等

- ・在宅療養あんしん病院 登録数132施設
- ・京あんしんネット利用者数 511人
- ・在宅療養支援診療所数 319→ 347施設
- ・病院数 158→ 150施設
- ・診療所数 2,459→ 2,488施設

病床の役割強化及び連携の促進

【課題】

医療需要の増加に伴い高度急性期から在宅医療まで切れ目のない医療提供体制の構築

【施策】

- ・回復期病床への機能転換率 約10%

医療・福祉・介護人材の確保・育成

【課題】

医師等の地域偏在、看護職員・リハビリテーション専門職等の確保

【施策】 ※人口10万人対

- ・医師数 328.4→ 361.0名
- ・看護職員数 1,174.6→ 1,456.7名
- ・理学療法士数 56.6→ 89.0名
- ・作業療法士数 27.3→ 39.5名

「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」の概要について

国において「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」が行われ、年度末までに本とりまとめを踏まえた新たな地域医療構想策定ガイドラインの発出が予定されている。

新たな地域医療構想 とりまとめ（令和8年3月19日）

1. はじめに
2. 新たな地域医療構想について
3. 医療機関機能の確保について
急性期拠点、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、専門等機能
4. 医療需要の推計と病床機能報告について
5. 人口規模に応じた地域ごとの課題について
6. 策定について
策定プロセス・スケジュール
7. 地域医療構想と医療計画の関係
8. 精神保健医療福祉との関係について

新たな地域医療構想策定の国スケジュールについて

「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」では次のスケジュールで新たな地域医療構想を策定するとされている。

2026年度(R8)	2027年度(R9)		2028年度 (R10)
	上半期	下半期	
<p>< 検討 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握 ・ 地域課題の共有 	<p>< 検討 ></p> <p>各項目の目標設定・共有、取組・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域設定 ・ 必要病床数 ・ 医療機関機能確保等 	<p>< 策定 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構想区域単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状 ・ 必要病床数 ・ 医療機関機能の確保 ・ 2040年に向けて取り組むべき課題 ○ 都道府県単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2040年に向けて府単位で取り組むべき課題 	
<p>< 検討・策定 > 取組の方向性の決定（医療機関機能の決定等）</p>			
<p>精神医療における地域医療構想策定 ガイドライン検討（国）</p>	<p>精神医療における地域医療構想検討</p>		
			<p>医療計画の見直し</p>

医療審議会 地域医療構想策定部会（案）について

医療審議会に「地域医療構想策定部会」を設置して地域医療構想の検討を行い、その結果を本医療審議会で審議することとしてはどうか。また、委員については下記の構成を基本として医療審議会会長と相談の上調整を進めることとし、次の医療審議会で決定することとしてはどうか。

	医療審議会	医療審議会 地域医療構想策定部会	地域医療構想調整会議
地域医療構想に関する役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置 ・ 構想区域の設定 ・ 地域医療構想の設定 ・ 必要病床数の設定 ・ その他重要事項の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想区域の検討 ・ 地域医療の現状分析 ・ 構想区域ごとの2040年の医療需要と病床の必要量の推計 ・ 地域医療構想実現のための施策の検討 ・ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床機能の分化・連携に関する協議 ・ 病床機能報告制度による情報等の共有 ・ <u>新たな地域医療構想に関する協議、意見</u> ・ その他地域医療構想の達成のために必要な協議
構成	医療関係者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	医療関係者 医療を受ける立場にある者 学識経験者 <u>専門委員（地域医療、介護関係有識者等）</u>	医療関係団体 病院関係団体 医療保険者協議会 介護福祉施設 行政関係者 その他必要な団体等 (柔軟に設定)

○医療法施行令第5条の21

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の見直しスケジュール（案）

現時点で「新たな地域医療構想策定ガイドライン」が発出されていないため、ガイドライン発出後に具体的なスケジュールを検討し、策定を進めることとする。

